

国土交通省

《発表記者会:東北電力記者会》

宮城県政記者会》

青森県政記者会》

令和4年11月29日 国土交通省 東北運輸局

「輸送の安全の確保に関する命令」の発出

~海上運送法第19条第2項に基づく行政処分~

人の運送をする内航不定期航路事業者に対し、運航管理に関する監査を実施した 結果、船舶検査証書に定められた旅客の最大搭載人員12人を超える旅客を乗せて運航 した違反事実等を確認しました。

この行為は、海上運送法、船舶安全法等関係法令に違反する悪質な行為であることから、当局では、海上運送法第19条第2項に基づき、事業者に対し、別紙のとおり輸送の安全確保に関する命令を発出しましたのでお知らせします。

なお、命令書の交付については、本日、青森運輸支局にて行いました。

記

(1) 事業者の名称:株式会社レヴリー

代 表 者 名:代表取締役 豊島 学行

主たる事務所の位置:青森県十和田市奥瀬十和田湖畔休屋486

監 査 実 施 日:令和4年9月22日

〔違反の概要〕

令和4年9月11日11時頃、使用する汽船「RIB3」が青森県十和田湖内において、船舶検査証書に定められた最大搭載人員を超える旅客を同船に乗せて運航した事実等が確認された。

(2) 事業者の名称: 小川 貢

主たる事務所の位置:青森県十和田市奥瀬十和田湖畔宇樽部123-1

監査実施日:令和4年10月5日

〔違反の概要〕

令和4年6月22日13時頃、使用する汽船「ZANER0830」が青森県十和田湖内において、船舶検査証書に定められた最大搭載人員を超える旅客を同船に乗せて運航した事実等が確認された。

《問い合わせ先》

東北運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官 田口、清水

Tel: 022-791-7511

- 1. 発令年月日
 令和4年11月29日(火)
- 2. 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置

事 業 者 の 名 称:株式会社レヴリー

代 表 者 名:代表取締役 豊島 学行

主たる事務所の位置:青森県十和田市奥瀬十和田湖畔休屋486

3. 命令の内容

以下①~⑯に係る措置について、令和4年12月28日までに当局あて文書にて報告すること。

- ① 経営トップは、輸送の安全を確保するために、船舶安全法をはじめ、関係 法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底するとと もに、安全マネジメント態勢の見直し等、安全管理体制に主体的に関与する こと。
- ② 安全統括管理者は、輸送の安全確保が重要であることを自覚し、自らの責務を再認識するとともに、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を徹底し、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するために必要と認められる事項についての安全教育を遅滞なく実施し、記録すること。
- ③ 運航管理者は、輸送の安全確保が重要であることを自覚し、自らの責務を再認識するとともに、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程を遵守し、事案の再発防止に向けて船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般の統括を徹底するための措置を講じること。
- ④ 運航管理者及び船長は、運航の可否判断等の結果を記録すること。
- ⑤ 経営トップは、安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、 かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員(陸上作業員)を確実に使用 できるようにすること。
- ⑥ 運航管理者は、陸上作業員を指名するなど作業体制を構築のうえ、陸上作業員を指揮し、旅客の乗下船等について、作業基準に従い作業をさせること。
- ⑦ 船長は、船内点検の結果を記録すること。
- ⑧ 運航管理者等は、旅客待合所又は発着場に、乗船待ちの旅客に対する遵守 事項等を掲示し、周知すること。
- ⑨ 船長は、船内の旅客が見えやすい場所に、乗船旅客に対する遵守事項等を 掲示し、周知すること。また、航行中の旅客に対する口答指示を行う場合は、 作業基準に従うこと。
- ⑪ 安全統括管理者は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築し、アルコール検査を行ったうえで業務を実施させること。

- ① 船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、原則毎日1回以上点検 を実施し、その結果を点検簿に記録すること。
- ② 安全統括管理者は、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい安全教育を定期的に実施すること。
- ③ 安全統括管理者は、事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上実施すること。
- (4) 運航管理者は、安全教育及び訓練を行ったときは、その概要を記録簿に記録すること。
- ⑤ 船長は、船内の見易い場所に速力基準表を掲示すること。
- ⑩ 経営トップは、安全管理規程(作業基準等を含む。)について、関係者の 意見を参考としたうえで見直しを検討し、安全管理規程の変更を決定した場 合は、速やかに東北運輸局へ届け出ること。

以上

- 1. 発令年月日
 令和4年11月29日(火)
- 2. 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置 事 業 者 の 名 称:小川 貢 主たる事務所の位置:青森県十和田市奥瀬十和田湖畔宇樽部123-1
- 3. 命令の内容

以下①~⑮に係る措置について、令和4年12月28日までに当局あて文書にて報告すること。

- ① 経営トップは、輸送の安全を確保するために、船舶安全法をはじめ、関係 法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底するとと もに、安全マネジメント態勢の見直し等、安全管理体制に主体的に関与する こと。
- ② 安全統括管理者は、輸送の安全確保が重要であることを自覚し、自らの責務を再認識するとともに、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を徹底し、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するために必要と認められる事項についての安全教育を遅滞なく実施し、記録すること。
- ③ 運航管理者は、輸送の安全確保が重要であることを自覚し、自らの責務を再認識するとともに、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程を遵守し、事案の再発防止に向けて船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般の統括を徹底するための措置を講じること。
- ④ 運航管理者及び船長は、運航の可否判断等の結果を記録すること。
- ⑤ 経営トップは、安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、 かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員(陸上作業員)を確実に使用 できるようにすること。
- ⑥ 運航管理者は、陸上作業員を指名するなど作業体制を構築のうえ、陸上作業員を指揮し、作業基準に従い作業をさせること。
- ⑦ 船長は、船内点検の結果を記録すること。
- ⑧ 船長は、船内の旅客が見えやすい場所に、乗船旅客に対する遵守事項等を 掲示し、周知すること。
- ⑨ 安全統括管理者は、検査結果を被検査者以外の第三者に確認してもらい、 確実に記録する等、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築すること。
- ⑩ 安全統括管理者は、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保する ために必要と認められる事項について理解しやすい安全教育を定期的に実施 すること。

- ① 安全統括管理者は、事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上実施すること。
- ② 運航管理者は、安全教育及び訓練を行ったときは、その概要を記録簿に記録すること。
- ③ 安全統括管理者は、旅客の傷害防止のための注意事項など輸送の安全を確保するために講じた措置を外部に公表すること。
- (4) 船長は、船内の見易い場所に速力基準表を掲示すること。
- ⑤ 経営トップは、安全管理規程(作業基準等を含む。)について、関係者の 意見を参考としたうえで見直しを検討し、安全管理規程の変更を決定した場 合は、速やかに東北運輸局へ届け出ること。

以上